

令和5年2月10日

令和5年第2回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和5年2月10日 午前10時00分 岩国市民文化会館 第1研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1 番	小林 増次	2 番	片山 剛	3 番	松宮 榮昭
4 番	隅 ふじ江	5 番	藤中 京子	6 番	小川 栄太郎
7 番	上尾 家隆	9 番	中尾 正浩	10 番	黒崎 友美
11 番	塚田 由美子	13 番	林 聖文	14 番	藤村 浩司
15 番	刀祢明 薫	16 番	森川 稔己	17 番	清弘 進
18 番	梅川 仁樹				

3 本日の総会に欠席した委員

8 番	藤本 哲	12 番	原田 孝親
19 番	常藤 隆彦		

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局 長	有馬 秀樹	次 長	後 詳子
事 務 局	上田 直美	事 務 局	木村 吉秀
由宇支所	小池 泰弘	周東支所	金子 健太郎
周東支所	沖田 史典	錦 支所	大谷 彰弘

5 会長は午前10時00分、委員総数19名の内16名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

5 番	藤中 京子	6 番	小川 栄太郎
-----	-------	-----	--------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

1 農地法第4条の規定による届出の受理について

- 2 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 3 農地法第4条第1項第9号の規定による届出の受理について
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5 農地所有適格法人報告書の提出について
- 6 農地埋立届
- 7 現況証明

協 議

- 1 農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）について

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和5年第2回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、16名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、5番藤中京子委員 と 6番小川栄太郎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、6.22 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の要望です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第 10 番

説明いたします。

申請地は藤河出張所から北西へ2.5kmに位置します。譲渡人は、長年、当該地を耕作放棄し、花壇として管理しておりましたが、譲受人の要望でこの度譲渡することです。譲受人は、昨年11月の総会時に近隣の農地を取得しております。下限面積もこの近隣の農地と自作地と合わせて要件を満たすこととなります。

1月17日に現地確認を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、375 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人の耕作不便です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の刀祢明委員、追加説明をお願いします。

第 15 番

それでは、追加説明をいたします。

申請地は南河内出張所から東へ直線で約400mに位置する農地です。譲渡人は住居が遠方にあり申請地の耕作が困難なため、譲受人に譲渡の申し出をしたところ譲受人から承諾を得たとのことです。譲受人は、申請地が自己の農地と隣接しており管理も十分に行えることから譲渡人の申し出を受けたとのことです。譲り受け後は、隣接する自己所有の土地と一緒に栗を栽培し、収穫アップを目指すとのことです。

11月20日に事務局職員と一緒に調査項目に従い、現地調査を行いました。現地は草刈り他、きれいに管理されておりました。保有農機具も十分であり、また下限面積も満たしておりますので許可は適当と思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

3番につきましては、行政書士として申請者の代理人となっておりますので、10番委員は、一旦、議場から退出してください。

<10番委員 退出>

それでは、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、6.34 m²ほか1筆、合計58.34 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人の労力不足です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

それでは、補足説明をいたします。

申請地につきましては、由宇総合支所より南へ約800mに位置します。農振地域外の第3種農地です。譲渡人は、平成24年相続により当該農地を取得いたしましたが、農業は行っており、今後も営農する見込みはないことから農地を処分したいと考えておりました。後ほどご審議いただきます5条申請の案件にも関連をいたしますが、当該申請地付近で宅地造成事業が計画され、譲渡人は所有する農地2筆を転用申請することといたしました。前の航空写真で青色がついているところが5条申請にかかる農地になりますが、この宅地造成計画により分筆を行ったところ、赤い部分でございますが、残存農地が発生するため、譲受人に農地の管理を託したいと考えました。一方譲受人は申請地に隣接する農地を所有しており、分筆により残った農地を一体的に管理してほしいとの譲渡人の申し出を受け、所有権移転の許可申請に至ったものです。なお、当該申請地は畑地造成として譲渡人により同日付けで埋立届が提出されており、譲受人が取得した後は、野菜の栽培を行うとのことでありました。

1月27日に事務局支所担当者とともに調査項目に従いまして、現地調査を行い、問題点となる点はなく許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

それでは、10番委員は、入場してください。

<10番委員 入場>

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、700㎡ほか1筆、合計1,228㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

それでは、説明いたします。

この案件は玖珂支所より東に約 2.4 km のところにあります。譲受人は、現在玖珂町にて一般廃棄物収集の運搬業を営んでおられます。農業への関心があり、農業経営の拡大に取り組んでおられ、農業機械も備えておられます。現在の耕作証明書また添付書類も提出があります。

1 月 27 日に現地に調査をしに行っております。私は許可相当と思いますのでご審議よろしく願いをいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4 番を許可することを決定します。

次に、5 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5 番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、5,336 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人の労力不足です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。

申請地は、周東総合支所より東南に 7.7 km に位置する農地です。譲受人は、平成 27 年より公社経由でこの農地でイチゴ栽培を行ってきました。この度譲渡人より、高齢のため譲渡したいと申し出があったため譲り受けることにしたものです。公社仲介での契約が令和 5 年 3 月 31 日までであるので、土地の登記については許可後、この後に行うので支障がないとのことです。以前よりこの農地でイチゴ栽培を行っているため、耕作にも問題はなく、所有する農地の下限面積も満たしております。

1 月 30 日に事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。3 条許可は適当と思われます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5 番を許可することを決定します。

それでは、6 番を事務局より、議案説明してください。

事務局

6番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は、3,056㎡ほか、3筆で、合計4,576㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人の耕作不便です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第17番

それでは追加説明を行います。

申請地は、周東総合支所より南南東に約7.2kmに位置する農地です。譲渡人2人は相続で農地等を取得いたしましたが、農業を行っておらず、遠方に居住しており後継人もいないため農地を管理することが困難なので、手放したいと考えておりました。譲受人は、譲渡人より農地の売却の話がありました。申請地が居住地の近辺であり、ちょうど経営拡大を考えていたこともあって、購入を決めることになりお話がまとまりました。譲受人は、農機具等を保有しているので本人が耕作する予定で、田は昨年まで水稻を耕作されておられたので、すぐ耕作することができます。畑は現在荒れているので使用に適するように雑草や灌木等の整備を行って野菜等を作る予定にしているそうです。耕作するにあたっては問題が生じたときには、周辺農家と確認及び協議のうえ調整をしていくようです。

11月26日に支所担当職員と現地で調査項目に従い調査をいたしましたが何ら問題はないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事務局

7番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は、324㎡ほか6筆、合計4,092㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

説明いたします。

申請地は周東総合支所から南東へ約2.7kmに位置します。譲渡人から仕事が多忙で耕作を続けることが困難なため、譲渡したいとの意向を受け譲受人が規模の拡大を図りたいと要望に応じたものです。規模拡大後は水稻、路

地野菜および一部果樹栽培を計画しており、農機具も揃っております。

1月31日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。周辺農地への影響もなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

8番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、2,179 m²ほか、2筆で、合計2,680 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

申請地は、美和総合支所から東南東に約1.7km、市道渋前1号線沿いに位置する農地、地目は畑です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが市外に居住し後継者もおらず、高齢になったため今後農地を適正に維持することが困難になると考え、申請地近くに居住する譲受人に売買について相談したところ話がまとまったとのこと。譲受人は、申請地の隣の自己所有農地を耕作中であり、経営状況は良好です。

1月27日に事務局員とともに調査項目に照らし合わせ、現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

続いて、「議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

1番につきましては、行政書士として申請者の代理人となっておりますので、10番委員は、一旦、議場から退出してください。

< 10番委員 退出 >

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、761 m²ほか9筆で、合計4,862.03 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

申請地につきましては、由宇総合支所より南へ約800mの場所に位置する農振地域外の第3種農地です。

本件につきましては、対象農地が10筆、譲渡人が6名となりますが、高齢のため、遠方に居住している等、それぞれの理由で農地の維持管理が困難となっていたところ、譲受人からの転用の申出を受け、売却をすることとしたものです。一方譲受人は、市街化が進んでおり、利便性が高い当該申請地を宅地分譲地として開発・販売を計画したものです。総区画数は16区画。排水計画については、汚水の処理は合併浄化槽、雨水とともに申請地東側の河川に放流をします。また、XXXXXXXXXXの中に鉄塔がありますが、これはJR用地になり本件の対象から外れております。

1月27日に事務局支所担当者とともに調査項目に従い、現地調査を行いました。資金計画、事業計画、被害防除計画等も確認をいたしましたが、周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、3,000 m²を超える案件ですので、山口県農業会議の常設審議委員会に、意見聴取することに決定します。

それでは、10番委員は、入場してください。

< 10番委員 入場 >

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、259 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、10ha 以上の一団の農地の区域内に位置する第1種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

それでは説明いたします。

申請地は周東総合支所から南東へ約 1.8 km に位置します。譲受人は現在借家住まいで手狭になったため、自己用住宅を求めたものです。譲渡人は農業後継者もなく農作業の負担を軽減するため、譲渡することと、この度の話しが整ったものです。

1月31日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。雨水は溜枒から用水路へ、排水は公共下水道の計画です。周辺農地への影響もなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、第1種農地の案件ですので、山口県農業会議の常設審議委員会に、意見聴取することに決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,044 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置き場及び駐車場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、10ha 以上の一団の農地の区域内に位置する第1種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明いたします。

申請地は、周東総合支所から南東へ約 1.9 km に位置します。譲受人は、申請地の近隣に居住し、塗装、土木等の建設業を営んでおりますが、資材置き場、駐車場としていた借地を地主に返却を求められ、求めに応じ譲渡人に申請地を求めたものです。譲渡人は、申請地を相続により入手したものの県外に居住し、求めに応じたものです。

1月31日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。盛り土はあ

りますが建物等の建設はなく、雨水は自然流下です。他の農地への影響はないものと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、第1種農地の案件ですので、山口県農業会議の常設審議委員会に、意見聴取することに決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 錦地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、1,739 m²ほか1筆で、合計 2,112 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電システムの設置です。権利の種類は、地上権の設定です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の隅委員、追加説明をお願いします。

第 4 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は錦総合支所から西へ約1.2kmの場所に位置している農地です。貸付人は父親が亡くなり農地を相続しましたが、当該地は段差があり農業機械が進入できるほどの幅員がなく農地としての利用が困難と考え、昭和40年代に父親が植林をしております。相続後、土地の有効活用を考えていたところ借受人から太陽光発電設備への移転の申し出を受け、地上権の設定を交わすこととしたものです。借受人は、太陽光発電事業を営んでおり、耕作放棄地の資源を有効活用し、代替エネルギーの創出を行う目的から申請地を転用して太陽光発電設備を設置したく申請に至ったものです。

スクリーンを見ていただきますと申請地 〇番の北西部分が余剰地となっております。こちらは狭小で段差があり、太陽光発電設備の設置に不向きなため本申請の許可をいただいた後に分筆、地目変更の手続きを行い、山林として管理していくとのことです。

2月7日に事務局職員と調査項目に従い現地調査をいたしました。資金計画書、事業計画書、被害防除計画書も確認いたしましたが、周辺農地への影響もなく5条許可は适当と思われます。また無断転用に伴う始末書も提出されております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

第 3 番	地上権設定について、通常でしたら所有権移転という形になるかと思うんですが。あのこの辺についてちょっと事務局の方から補足説明をいただけたらと思います。
事務局	地上権の設定なので、地上権の設定というのはその太陽光、その施設を設置するという登記上の手続き、だから、個人の所有地に下水道を設置する場合もですね、地上権の設定をして下水を設置したり。個人の土地に上水道を設置するときとかも地上権の設定。そういう構造物を置くという手続きになると私の方は理解しています。
第 3 番	普通、農業施設の地上権の設定は、下で農業を営んで、その上に太陽光システムをやるということはあるかと思うのですが、売買の方法について農業委員会が関知すべき問題ではなかろうかと思いますので、意見はございません。
議長	この件について、専門職である 10 番委員は何か。
第 10 番	なんで確かに所有権を移転しない理由が何かあるのかなと思います。いつかいらなくなったら返されるのですかね。そのとき、きれいな状態なのかとか。
第 3 番	安く買えますよね。
第 10 番	地目はたぶんそのまま、田で残っているとは思いますが。
事務局	今、事務局長が申し上げたように、地上権の設定を行うことによって、その土地を第三者に転売、売買等することを防ぎたいということが利用者さんの目的だとは思いますが。これは 20 年間ということですので、その後はちょっとどのような形になるかは、ちょっと把握はしておりません。 隅農業委員がおっしゃられたように、 番の上の、この部分については、ここは段差があるような、元田んぼなのですが、この部分がパネルはこういう風な設置の仕方になりまして、この部分が狭く狭小でまた段差もあるところなので、この部分への太陽光発電の設置が不向きということで、申請人さんの考えで、この部分については太陽光は不向きということで、この部分は分筆を行って山林として管理していくというふうに聞いております。実際、土地家屋調査士さんの方も入られてポイントを打っておりますので、今後分筆はあるようです。
議長	この案件につきましては、地上権設定と所有権移転については、分筆の仕方が後先になるのです。所有権の移転の場合については、まず前もって分筆をして所有権の移転ですが、今回は地上権設定ですので、貸出人の方が後に非農地証明申請を提出という形になります。

そのほか、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することに決定します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、休耕。面積は、712 m²です。届出人は記載のとおり。転用目的は、店舗・駐車場です。農地区分は、市街化区域です。

以上、1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、休耕。面積は、800 m² ほか1筆で、合計900 m²です。届出人は記載のとおり。転用目的は、普通自動車・作業車用駐車場及び事務所・休憩所の設置です。農地区分は、市街化区域です。

ほか2件、合計3件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第3号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも畑。面積は、335 m²の内、80 m²です。届出人は記載のとおり。転用目的は、農業用施設の設置です。農地区分は、第2種農地です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長	報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。
事 務 局	1番 周東地区 土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田及び畑。面積は、1,518 m²ほか3筆、合計3,223 m²です。届出人は記載のとおり。理由は、合意解約です。 ほか4件、合計5件の通知がありました。
議 長	報告第5号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。
事 務 局	1番 岩国地区 報告年月日は、令和5年1月10日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、11月1日から10月31日。法人形態は株式会社です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。 ほか1件、合計2件の届出がありました。
議 長	報告第6号 埋立届の提出について、事務局より、報告してください。
事 務 局	1番 由宇地区 土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、6.34 m²ほか1筆、合計58.34 m²です。届出人は記載のとおり。理由は、畑地造成です。 ほか2件、合計3件の届出がありました。
議 長	報告第7号 現況証明については、ご高覧ください。
	以上で、農地法関係の報告事項を終わり、協議に入ります。 「農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）」について、事務局より、説明してください。
事 務 局	失礼いたします。お手元の『岩国市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）』についてご説明の方をさせていただきます。この『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』については、農業委員および推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行っており、直近では令和4年9月に総会にて見直しを行っております。この度の指針の見直しについては、農業委員会法を改正するにあたり改正農業委員会法が令和5年4月1日より施行されます。そのため改正農業委員会法の内容を踏まえ、反映させる

必要があるため、今回の見直しの方を実施するものであります。今回の2月総会で指針(案)の紹介と説明をさせていただき、3月総会で最終決定をする流れとなっていますので、よろしくお願いいたします。では、(案)の方について説明の方に入らせていただきます。

まず1ページ目ですが、改正農業委員会法の施行日と同じ令和5年4月1日と日付の方を改めております。基本的な考え方や文言については本日では説明の方を省かさせていただきますので、皆様読んでいただき、ご意見等後日、農業委員会の方にお伝えいただければと思います。できれば2月中に報告していただければ、3月の総会までには修正したもので、再度お示しさせていただきますと思っています。

2ページ目の『(1) 遊休農地の解消目標』の面積ですが、こちらも現状令和5年3月で数値の方をいれておりますが、実際にはまだ令和5年3月で数値が固まっていないものもありますので、その場合は令和4年3月の数値をそのまま記載しております。令和5年3月の総会までに数値が判明すれば3月総会では修正したものをお示しさせていただき、3月総会でまだ数値の方が固まっていないものがあれば、そこは令和4年3月の数値で記載の方を変更させていただきます。注釈もついておりますが、こちらは指針作成する上での注釈なので、現在は残しておりますが、3月総会の時点では削除したものでお示しするようになっております。では、遊休農地の解消面積ですが、現状が令和5年3月でして、2,627haの遊休面積37haで1.4%、こちらについては令和4年度の最適化活動の目標設定において遊休農地の解消面積を令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することを目標にしていることから、それに合った目標値として入れております。この表における管内の農地面積は、次のページの農地面積の耕地および作付面積統計における耕作面積に3月時点の遊休面積を加えたもので、記載をされています。

続きまして、3ページですが『担い手への農地利用の集積・集約化について』の『(1) 担い手の農地利用集積目標』ですが、こちらについては、『岩国市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』で農地の利用集積率を50%としているため、それに沿った目標数値を記載しております。ただこちらの基本構想が令和5年度末のための目標であるため、新たな基本構想が制定された場合は、必要に応じて見直しの方をかけるようにしております。

続きまして、『担い手の育成の確保』ですが、これは現状、令和5年3月でそれぞれの数値の方を入れさせていただいております。目標については、認定農業者にはそのまま数値を継続、認定の新規就農者についてはこちらも『岩国市の農林業振興基本計画』で年間10人と定められていますので、それをそのまま記入しております。特定農業団体の集落営農組織につきましては、基本計画の中で20団体まで増やすという風になっておりますので、それに向けて2つ増加で記載の方をさせていただいております。

続きまして5ページの『新規参入の促進について』。こちらについては現状の数値の方で記載しておりますが、目標数値はこちらも基本計画において新規就農者、年間10人となっておりますので、それをそのまま記載しており、1人が1haで見込むという形で記載しております。新規参入の法人に

つきましては2つ増えるように記載してそれぞれ見込みで1haで目標数値を決めさせていただいております。

以上で、具体的な数値の方について説明の方を終わらせていただきますので、また3月までには意見の方をいただいたものを反映させたもので最終的な案として提示させていただきますので、一旦ご審議の方をよろしくお願いいたします。

以上で説明の方を終わります。

議 長

ただいま事務局の方から「農地等の利用最適化の推進に関する指針(案)」について説明がありましたが、この時点で何かご意見、ご質問はございませんか。

事 務 局

昨年ですね、9月の総会で今の指針を皆さんの方にお諮りして承認をいただいております。今までの指針というのが絶対作らないといけないよというものではなかったので、作っているところと作っていないところがいろいろあったと思いますが、この4月1日から法改正によって、要は指針を定めなければならないということになりましたので、今のこの日付が4月1日ということになっています。今回急にこれを挙げさせていただいたというのが、県の方から通知がありまして、ある指針の日付だけを4月1日に3月の総会でやればいいのかなんてこちらの方は思っていたのですが、先日、メールがきてですね、要は目標の方も10年後を目標の数値として指針を作れというお達しがありましたので、これは仮置きにはなるのですが、10年後にしています。とは言いながらですね、来年の3月末までに上位計画の方、要は県の方の構想とか市の方の指針とかっていう、その上位計画が見直しをされます。ので、来年もまた2月にはその制定される指針とかをですね、また見てですね、見直しなどをしないといけないということになっていますので、この今の目標というのは昨年の9月にご承認いただいたその目標をほぼほぼスライドさせたような形にはなっていますのでご理解を頂けたらと思っております。だからちょっと書いてあることと中身が若干辻褄が合わないなと思うところもあるかと思いますが、よろしくお願いできればと思います。

議 長

委員の皆様からなにかご意見等ございませんでしょうか。

来月総会で議案として付議しますので、何かご意見等ございましたら事務局の方に来月総会までに意見いただけたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そのほか、伝達事項がありますか。

事 務 局

「農地法関係事務に係る処理基準(ガイドライン)について」の一部改正について(説明)

議 長

委員の皆様の方から何か伝達事項等ございませんでしょうか。

第 2 番

ちょっとお時間をもらえたらと思います。『農業者年金に加入しませんか』というのをお配りしたのですが、皆さんが日頃の活動、また推進委員の方とお話しされたり、農家の方とお話しされたりと、近々各種学校の卒業がありますので新規就農者等もあろうかと思っています。それで委員の皆様が積極的に加入の促進に力を入れてもらうのも大事ですけど、情報がありましたら各支所の担当者の方にも情報をいただきながら加入促進に協力していけたらと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

農業者年金の加入につきましては、委員の皆様方のお近くに対象者方がおられましたら積極的に推進の方をお願いしたいと思います。

その他ございませんか。

本日の農地巡回調査ですが、祖生の下東・宮源・今岡と久田・用田地区を私と片山職務代理、及び該当地区正副担当の小川委員・小林委員・清弘委員とで行います。

「総合センター日向」に、午後2時集合としますので、よろしくお願いいたします。

次回定例総会は、3月17日（金）午前10時00分から、岩国市民文化会館 第3研修室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

これで総会は、終了します。 お疲れ様でした。

次回総会について

令和5年3月17日 金曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第3研修室。

午前11時10分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁 樹

署名委員 小川 栄太郎

署名委員 藤 甲 京子

